２０２０年9月２日

申請者各位

一般社団法人次世代自動車振興センター
充電インフラ部

令和２年度
「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」における
公募兼交付申請受付および実績報告最終提出期限の延長ついて

令和２年度 電気自動車･プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金において、採択された公募兼交付申請の額の累計が予算額に満たないことが予想されます。

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金業務実施細則第１３条第２項に基づき、全ての事業の公募兼交付申請受付および実績報告の最終報告期限を下記の通り延長します。

なお、変更後の公募兼交付申請受付期限前であっても、補助金の予算額を超えると判断される場合は、申請の受付を締め切ります。

記

1. 公募兼交付申請受付期限の変更：全ての事業の公募兼交付申請の受付を２ヶ月延長し、実施細則第４条１項を下線部に変更
2. 実績報告期限の変更：全ての事業の実績の報告期限日を１ヶ月延長し、実施細則第９条１項を下線部に変更

	変更前	変更後
1	第４条　交付規程第７条第１項に規定するセンターが指定する日は、令和２年９月３０日（水）とする。	第４条　交付規程第７条第１項に規定するセンターが指定する日は、令和２年１１月３０日（月）とする。
2	第９条　交付規程第１３条１項のセンターが別に定める日は令和３年１月２９日（金）とする。	第９条　交付規程第１３条１項のセンターが別に定める日は令和３年２月２６日（金）とする。

以上